

2025 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 日 本 調 剤 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 小城 和 紀
社長 執行役員
(コード番号 3341 東証プライム)
執行役員
問合せ先 グ ル ー プ 櫻 井 琢 也
経営企画部長
(TEL. 03-6810-0818)

株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 15 日付「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「2025 年 10 月 15 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から 2025 年 12 月 18 日までの間、整理銘柄に指定された後、2025 年 12 月 19 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

- ① 併合する株式の種類
普通株式

- ② 併合比率
当社株式について、5,840,000 株を 1 株に併合いたします。

- ③ 減少する発行済株式総数
29,922,086 株

- ④ 効力発生前における発行済株式総数
29,922,091 株

（注） 当社は、2025 年 10 月 15 日開催の取締役会において、2025 年 12 月 22 日付で自己株式 1,125,909 株（2025 年 9 月 30 日時点で当社が所有する自己株式の全部に、当社が今後自己株式として無償取得を行う予定の本株式交付信託所有株式を加えた株数に相当）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載

しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

5 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

20 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社 AP86（以下「公開買付者」といいます。）及び株式会社マックスプランニング（以下「MP」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた当社の株主に対して、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当社株式（以下「端数相当株式」といいます。）を当社又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該売却について、当社は、当社株式が 2025 年 12 月 19 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性はほとんど期待できないこと、及び本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び MP のみとし、当社株式を非公開化することを目的とした一連の本取引のために行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的であること等を踏まえて、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である 2025 年 12 月 22 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である 3,927 円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様が交付されることとなるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 第 2 号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該定款の一部変更の内容の詳細は 2025 年 10 月 15 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2025 年 12 月 23 日に効力が発生する予定です。

① 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 20 株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

② 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 5 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 7 条（単元株式数）及び第 8 条

（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

- ③ 本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者及びMPのみとなる予定であり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- ④ 本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者及びMPのみとなる予定であり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3. 本株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2025年11月18日（火曜日）
② 整理銘柄指定日	2025年11月18日（火曜日）
③ 当社株式の最終売買日	2025年12月18日（木曜日）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2025年12月19日（金曜日）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2025年12月23日（火曜日）（予定）

以 上